



一般社団法人 メディカルスタディ協会

◇ 中島 慶八郎氏の医療ブツタ切り 第29回「かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師」 ◇

文／中島 慶八郎 氏

かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師

I かかりつけ薬局

かかりつけ薬局とは？どんな薬局か？

この機能は大きく次の3つがある。

① 患者様が服用されている医薬品の一元管理が出来ること。

特に今後の増加が予想される高齢者は多科受診をすることがほとんどである。内科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科、皮膚科、泌尿器科や歯科等々である。残念ながら、これらの各科から処方される医薬品を医師が管理することは困難である。このことこそが、医薬分業の原点であり、薬局がお薬手帳等を有効に活用し、一元管理することが求められている。一元管理をするためには、処方医との情報の交換および共有が必要である。ただ管理するのみでなく、効能や副作用の有無、残薬のチェック等々さまざまな役割がある。一般に一元管理は相互作用、相乗作用のチェックだけだと捉えがちであるが、一元管理は患者にとって医薬品を服用するに当たっての安全弁となっているのである。

② 24時間対応

発熱や頭痛などの痛み、事故や病気の相談、医薬品やサプリメントの相談等々や患者や一般健康人であってもその相談は夜間・土日・祭日に関係なく発生するものである。これに対応するためには24時間いつでも連絡が取れることが必須条件である。電話で済む話の場合、開局して処方や販売する場合、直接会って相談にのり、必要に応じて受診をすすめることも必要である。必ずしも24時間開局している必要はないが、一般市民にとっていつでも連絡が出来る薬局であることを知ってもらう必要がある。

③ 在宅

在宅の範囲が急性期、療養期の入院以外の全てに当てはまるので、今後薬局にとって在宅は必須である。在宅訪問して服薬指導をするのみでなく、医薬品の服用状況、管理状況や患者の症状を把握することが望まれる。そのためには主治医、訪問看護師、介護支援業者、ケアマネージャー等々の他職種との連携が必須である。患者情報を共有化し、薬局の立場から提言できることが求められる。また、今後は麻薬管理、I V

H、抗がん剤の配合等々が求められる。

以上、①～③がかかりつけ薬局の大きな機能ではないか？

II かかりつけ薬剤師

I のかかりつけ薬局の機能を果たすためには、かかりつけ薬剤師の存在が不可欠である。

- ① 他職種とのコミュニケーション能力
- ② 処方せん薬は当然であるが、OTC・サプリメント等の説明が可能なこと
- ③ 患者、または一般市民が健康相談できる最低限の健康に関する知識を有すること
- ④ 患者・一般市民から信頼される薬剤師であること

以上、①～④が、かかりつけ薬剤師の最低条件である。

あの薬剤師がいるから、あの薬局にいこう！

と、患者や一般市民に思ってもらえることが大切である。

厚労省は健康づくり支援薬局（仮称）設立の検討を行っている。これからの薬局・薬剤師は今まで以上に国民の健康に資する働きができなければならない。